

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する 関係府省庁連絡会議幹事会（第2回）

第1 日 時 平成31年1月25日（金） 自 午前10時00分
至 午前11時30分

第2 場 所 法務省第1会議室

議 事

○**法務省民事局** それでは、定刻になりましたので、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議幹事会第2回会議を開催させていただきます。

本日もお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、前回に引き続きまして、成年年齢引下げに関する民法改正法案の国会審議の際に、参議院法務委員会において決議されました附帯決議を踏まえまして、外部の有識者の先生方をお招きして、ヒアリング及び意見交換を行いたいと考えております。

本日のテーマは、若年者の自立支援に関する施策を中心に取り上げていきたいと思いますが、成年年齢を引き下げますと、18歳、19歳の者が父母の親権から外れることになりまして、自立できずに支援を必要とする若者がますます困難を抱えることになるのではないかとといった懸念が示されているところでございまして、成年年齢の引き下げを行う場合には、若年者の自立支援に関する施策を更に充実させていくべきではないかといった指摘がされているところでございます。

この幹事会の親会であります成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議においても、御紹介させていただきましたとおり、若年者の自立支援に関する施策につきましても、現在も関係府省庁において幅広く、かつ熱心な取り組みをさせていただいておりますので、本日は各先生方から、現在政府が取り組んでいる施策についての評価や、今後取り組むべき施策等について、忌憚のない御意見をいただき、また、関係府省庁の担当者との間で積極的な意見交換を行うことができると考えているところでございます。

それでは、本日、参考人としてお招きしている先生方を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、お一人目は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の主任研究員をされております堀有喜衣先生でございます。

○**堀有喜衣参考人** よろしくお願ひします。

○**法務省民事局** 堀先生は、若年者の労働問題について研究をされており、本日は若年者の労働を取り巻く現状や課題についてお話をいただけるというふうに伺っております。

次に、静岡県立大学国際関係学部教授の津富宏先生でございます。

○**津富宏参考人** 津富です。よろしくお願ひします。

○**法務省民事局** 津富先生は、若年者の自立支援の問題について、幅広く研究をされている先生でございます。

最後に、花園大学客員教授の水谷修先生でございます。

○**水谷修参考人** 水谷です。よろしくお願ひいたします。

○**法務省民事局** 水谷先生は、若者の薬物乱用問題等に取り組んでこられて、夜回り先生として実際に問題を抱える若年者と長年向き合っただけでこられた先生でございます。

堀先生、津富先生、水谷先生には、いずれも大変御多忙の中、本幹事会に御出席をいただき、本当にありがとうございます。幹事会を代表いたしまして御礼申し上げます。

それでは、早速先生方から御意見を賜りたいと思ひます。

まず、各先生方からそれぞれ15分ずつ御意見を発表していただき、その後、一括して質疑及び意見交換をさせていただければと思ひます。

堀先生，津富先生，水谷先生の順でお話を伺っていきたいと思いますので，どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは，堀先生，どうぞよろしくお願ひいたします。

○堀有喜衣参考人 ただいま御紹介いただきました，労働政策研究・研修機構の堀と申します。本日は，このような機会をいただきまして，誠にありがとうございます。

パワーポイントの資料に沿いまして，進めさせていただきたいと思ひます。

私は学校から職業への移行のプロセスについて研究しております。若者がスムーズに日本社会に定着するための移行支援が主な研究テーマであり，その観点から，本日はお話をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして，本日の内容なんですけれども，まず，日本の学校から職業への移行の特徴について御説明をし，十代の若者の学校から職業へのメインストリームであります高卒就職の仕組みについて御紹介をいたします。それに続きまして，うまく移行できなかった不安定就労・無業の若者の状況についてお話をし，こうした状況に対して保護者がどんな関与をしているのかということと，最後に，移行研究から見た成年年齢引下げにつきまして，簡単な問題提起をさせていただきたいと考えております。

下に示した図表は，念のため示したものでありまして，皆さんもよく御存じのとおりなんです，18歳の大半は高校在学中であり，卒業時が移行の重要な分岐点ということになります。高校卒業後の進路というのは進学か就業でして，大学，短大がこの数字ですと54.7%，それから専門学校が16.0%ということで，大半が進学するような状況になります。

他方で，高卒就職者も根強くおりまして，今でも17%程度は高卒で就職をしております。これ以外の者は予備校へ行ったり，あるいは景気の悪いときには非常に多かったのですが，高卒無業者といいまして，高校を卒業しても進学も就職もしない，いわばフリーターになっていくような若者層が1割ほどおりました。また数としては多くはないですが，高校中退者もおります。

次のページにいきまして，ここでは，代表的に幾つかの国を示しておるのですが，日本は非常に若年失業率が低い国として知られてきました。日本の特徴は，学校を離れてすぐに安定した仕事につくことができるというスムーズな移行にあるということ，よく知られていると思ひます。どんな社会でも，若者が教育の世界を離れて，労働市場の中で居場所を確保するというのは大変難しいことだということを，改めて感じる次第であります。

日本はそれをうまくやってきたわけなんですけれども，なぜうまくやれたのかということ整理します。日本の高校におきましては，御存じのように，職業教育というものは余り行われておらず，職業教育機能が非常に弱い国であります。高校の7割は普通科が占めています。他方で，現在普通科からほとんどの者が進学するんですけれども，各校に数人の就職者が存在しておりますので，トータルとしては普通科出身の就職者が工業科の就職者を上回るような人数となっております。

職業教育機能が弱い中で，何がどのように失業率の低さを支えているのかといいますと，もちろん新卒一括採用という慣行があるわけですが，新卒時の組織によるマッチングというものが有効に機能してきたということが言われておりまして，それが，次のページに見

る高卒就職の仕組みであります。

日本の高卒就職は、大卒就職とは全く違う仕組みを持っておりまして、最大の特徴は、高校が就職あっせんをするということではないかと、私は考えております。現在は、正社員になった若者のうち、85%が高校ないしはハローワーク、これはほとんど高校なんですけれども、が就職あっせんを経て正社員に移行していています。ほかの国では、高校生でも職業安定所に行って仕事を探すというのが普通なんですけれども、日本の高校生はそうした必要がありません。

左側に簡単なフローチャートを示しておるんですけれども、例えば、企業が高校生を採用しようと思った場合、まずハローワークに求人票を出して求人票の確認を受け、それを学校に持っていき、学校においては寄せられた求人の中から生徒が選んで先生に相談をし、あるいは指導を受けながら就職先を決めていくというのが、通例であります。もちろん、こうした仕組みにはメリット、デメリットというのがありまして、生徒のメリットとしましては、安定した仕事を、学校の中で相談しながら円滑に得ることができるということがあると思います。また学業に専念できるように設けられた高校生の就職協定というのは大卒就職に比べて守られており、7月1日に求人が解禁になり、9月上旬に応募して、9月16日から採用選考が始まるというような、そうしたスケジュールで進んでいくということになります。

しかしながら、こうした仕組みにももちろんデメリットというのがありまして、生徒の観点から言いますと、ハローワークによる高卒求人の情報共有サイトというものはあるんですけれども、主に学校に来る求人から探すことが多いので、所属高校や学科の影響が大きいということが挙げられると思います。また、短期間に応募先を決定しなくてはいけないというデメリットもあります。

現在の高卒就職の仕組みにはメリット、デメリットはありつつも、今のところはメリットのほうがはるかに大きいと私は認識しておりますが、一つの大きな課題としましては、応募先を高校生が決定していくに当たって、高校生本人が参照できる情報であるとか、あるいは社会経験が少ない中で決定しなくてはならないということの問題点として指摘できると思います。したがって、今まで以上に高校生の企業見学や、企業人との接触機会の拡充などを進めていくような支援というものが、求められると考えられます。

なお、20歳から18歳に成人年齢が下がるに当たりまして、現在の高卒就職者のほとんどは成人ではないわけですが、もし変わった場合にどうなるかということ仮に想定してみますと、成人と非成人が同じクラスに混在するというような状況になります。この高卒就職の仕組みは集団指導であることから、成人であっても非成人を前提とした指導になるのではないかと推測しております。

現在、進路希望を提出する際に、保護者の署名であるとか捺印などが必要な高校は多いんですけれども、成人というよりは生徒であるという立場が優先されて、高校の中での取り扱いについては余り変化がないだろうと考えます。

また、高卒就職の仕組みのもう一つのデメリットとしまして、最近言われる早期離職の問題があります。18歳が安定したキャリアの開始地点であるということ踏まえまして、例えば、平成29年3月卒では、最初の1年で就職者のうちの17%余りが離職しているような状況にあるわけなんですけれども、2年目、3年目になると、その割合というのは減って

まいります。したがって、最初の半年から1年ぐらいが非常に重要なポイントではないかというふうに考えておまして、フォローアップする仕組みというものを、何らかの形で担保していくということも、大変重要ではないかというふうに考えておるところであります。

さてこうした形ですべての若者が労働市場に定着していければいいんですけども、もちろんそうした若者ばかりではありません。ここでは、中退者、フリーター、ニートについて紹介しておりますけれども、中退者に対する支援としまして、高校中退者につきましては、ここ数年で支援が拡充されてきたところがございます。もちろん高校中退を防止できれば一番いいわけなんですけども、もし中退してしまうというようなことになったとしても、中退前から学校外の社会的支援、さまざまな支援機関が今あるわけなんですけども、そうした支援と連携して、若者を孤立させないというような形の支援が進んできております。

他方で、高等教育中退者に関しまして、もちろん二十歳を超えた者もいるんですけども、まだ十分な状況ではないように思われます。この高等教育中退者というのは、例えば、経済的な理由から中退するというようなイメージを持たれがちなんですけれども、私どもの調査によりますと、経済的な理由で中退していく若者というのも一定数いるわけなんですけども、むしろ、例えば勉強についていけないとか、あるいは興味、関心が持てないという形で中退する若者のほうが多いということがわかってまいりました。それとともに、学業を理由とする中退というのは、将来について余り考えずに、とりあえず進学したというタイプが多いということが把握されておりますので、こうした点につきましては、非常に課題が大きいと考えております。

続いて、フリーター、ニートに対する支援なんですけれども、十代の若者のフリーター率というのは、全体として非常に減少しており、景気のよさを反映したものだと考えております。しかしながら、ニート率、これは就業構造基本調査のデータを使ったものなんですけれども、ニート率については、景気の変動に関わらずあまり変化がありません。地域若者サポートステーションであるとか、わかものハローワークなど、2003年の若者自立・挑戦プラン以来、非常に拡充が進んできたわけなんですけどもまだ知名度に課題がありまして、もう少し若者にこの存在を知っていただきたいと考えております。なお家が豊かで働かなくてもいいからニートになる若者もいるんですけども、経済的に厳しいのにも関わらずニートになっているケースも少なからずありまして、世帯単位での支援の必要性というものが、最近指摘されているところがございます。

次に保護者がどのように移行に関与しているかということに関しまして、津富先生や水谷先生からお話があると思うんですが、私からは、ごく一般的な若者の移行に関する関与についてお話をさせていただきたいと思っております。

よく言われますように、保護者の関与というのはかなり二極化していて、自分たちの生活に精いっぱい、子供の進路に関心を持つ余裕がないとか、もう完全に好きなようにしなさいと言ってしまふ放任的な傾向と、子供の意思決定を阻害するような過干渉の傾向を持つ親と、保護者が二極化しているかと思われます。そして、その間にあるのがごく一般、それほど極端ではない、一般的な親かと思うんですけども、こうした親につきましても、保護者が若者の移行、子供の移行に関与しようとする傾向というのは、やはり延長されているように、そしてふえているように思われます。

例えば、先ほどの高校生の就職における応募先決定におきましては、高校生と先生とが相談して決めていくというのが従来の姿だったんですけれども、保護者の意見が強くなってきているということから、先生と生徒が熟慮の末ここにしようというふうに決めても、家に持ち帰って保護者に相談したところ覆されてしまうというケースが高校の先生から多く聞かれるところでもあります。もちろん、昔からそういった親はいたと思うんですけれども非常にふえた。そうしたことを前提に、進路指導しなくてはいけないと先生方は認識されておられました。また大学生の就職というのは、本人がかつては決めていくといったものだったと思うんですけれども、最近の大学は、保護者に対する就職説明会をするようになっております。

こうしたことから考えますと、20歳が18歳になったからといって、保護者の関与が減少するかというと、そのように私は推測しておりません。むしろ、高学歴化によりまして、経済的な自立がおくれたということもありますが、保護者の関与はむしろ増大し、長期化していると思います。この点は、多くの若者につきましては、18歳成年という制度と実態とがかなり乖離した状態が継続するのではないかと予測しているところでもあります。

では、最後に、移行研究から見た18歳成年制につきまして、簡単に問題提起させていただきたいと思います。

まず、これまで御説明をしてきましたが、制度的な枠組みにつきましては、かなり拡充されてきておりますし、高卒就職については、幾つかの問題点はあるものの、基本的な枠組みが継続されるというのが望ましいと考えております。また、不安定就労や無業の若者に対する支援というのは、更なる拡充が必要だと考えます。

ただ、制度的な枠組みが整っても、やはり問題は中身だというふうに考えておりまして、ここでは幾つかだけ挙げさせていただいているんですが、まず、これだけ高学歴化した中で、とりあえず進学していく若者層は、やはり減らさなくてはいけないというふうに考えておりまして、進学時にキャリアを選択したという意識を持たせるような指導が必要ではないかと考えております。何か決めたからといって、そのまま進まなくてはいけないというわけではなくて、その時点で、18歳なりに一生懸命考えたということが非常に重要な経験になるのではないかと思います。

また、現在の日本型雇用につきましては、特定の職務を前提に採用されているというわけではありません。しかしながら、キャリア教育の中では、どんな仕事がしたいのかという形で職業を強調しがちのように私は感じております。多くの若者は、卒業して雇用される、組織の中で働いていくということから、組織の中ではどんな仕事があるのかということを知っていく機会をふやしていったほうがよいのではないかと考えます。

さらに、日本の良い点としまして、円滑な移行ということがあるわけなんですけど、私も反省するところではあるんですけれども、やはり円滑な移行をしないと失敗だよということを、やや強調し過ぎてきてしまったというような反省もございます。もちろん新卒一括採用でスムーズに就職するということがいいことではあると思うんですけれども、とはいえ、やり直しがきかないわけではなく、多様な道というのが開かれているわけです。しかしながら、特にキャリア教育などの学校教育の中では、そうしたジグザグしたような多様な生き方ということを知る機会がないので、そうしたことを高校生が知ることができるような機会が設けられることも若者を社会に包摂するのに役立つでしょう。

続いて中学、高校における労働法教育・社会保障教育の実施についてはさまざまな形でいろんなコンテンツが提供されてきているんですけども、このコンテンツの使い方として、今高校生で、中堅以下の高校におきましては、かなりの若者がアルバイトを経験しております。その中で、いろんな思いをしているわけなんですけれども、実体験と結びつくような形のリアルな内容にしていくということも、また重要だというふうに考えます。

最後に、現在普通科が7割を占めていますが、みんなが高校の中で座って勉強するのが楽しいというわけではなく、体を動かして働いていたほうが楽しいという若者も少なからずいます。普通科に行っていたとしても、学校の裁量でさまざまなことができると思いますので、職業世界へのアプローチ、例えば職業訓練施設と連携するなどがあると思いますけれども、生徒の働く世界のイメージを豊かにすることによって、進路選択を生徒にとってよりよいものにしていくということも重要だと思います。

以上、移行研究から見た18歳成年制につきまして、問題提起をさせていただきました。

御清聴ありがとうございました。

○法務省民事局 堀先生、どうもありがとうございました。

それでは、次に津富先生、よろしくお願いいいたします。

○津富宏参考人 私の資料は、パワポではなくて文字を打ってある、とじてある紙です。よろしくお願ひします。

簡単に自己紹介をしますと、以前は、私、ここの法務省にいて、少年院の教官をしていて、霞が関も若干懐かしい建物です。一つはそういう非行関係のことをやっていました。あと、今は、堀先生のお話の中にも出てきた地域若者サポートステーションを運営しているNPO法人もやっております。大学では、キャリア支援センター長もやっていて、さまざまなところから関係していると思ひました。

今回は、お題をいただいて、堀先生が労働のほうをやられるだろうということで、かぶらないようにということで準備しました。

私の考え方ですが、少年院にいたせいかもしれませんけれども、一番しんどい人たちが助けられる仕組みをつくれれば、誰でもうまくいくのではないかと思ひております。今回はとりわけ、社会的養護の子供たちに対して、20歳が18歳に下がるのがどんな影響が出るだろうかということを中心に話します。これは私の専門領域というよりは関心領域であって、本当に詳しいわけではありませんので、いろんな方にお話を伺ってまとめました。

ヒアリングと書いてありますけれども、高橋亜美さんと高橋温さん、それから宮本みち子さん。宮本みち子さんに今回のお話について、私のほうに回ってきたんです。それから、私の教え子で、児童養護施設で働いている伏見進吾さん。この4人にヒアリングをしてまとめました。今回の報告は、高橋亜美さんと高橋温さんの話を中心にしたものです。10年余り宮本先生とは研究会を一緒にしてきておりますので、それも背景にあります。

配布資料は、紙が2枚あるんですけども、ざっくり言ってしまえば、紙の1枚目は高橋亜美さんのお話で、2枚目は高橋温さんのお話です。亜美さんの話を基調として報告をさせていただきます。温さんの話は別紙のほうに回させていただきます。

まず、基本的認識とありますけれども、20歳から18歳に下がるというのは、2歳分、境界年齢が下がるということですね。2歳分、保護からの離脱の可能性が高まる、また、

2歳早く権利行使の可能性が高まるということです。可能性と書きましたけれども、実際に高まるかどうかということは、現実の問題です。そこに書いたように、法的な改正が行われた際に、世間や支援者がどういうふうに反応するかというのは、別個の問題です。想定外の反応もあり得るだろうということです。

もうちょっと広い問題意識を述べると、私のかかっているNPOも、地域若者サポートステーションをやっていますけれども、地域若者サポートステーションについては、従来上限が39歳だったものが40歳以上に上がります。先ほども、堀先生から、保護者が子どもを手放さないというお話もありましたが、このように、移行期がどんどん延びている一方で、下限を下げるとというのが、今回の変更です。

ですので、一体「自立」って何だろうとか、「大人」って何だろうとか、成年という言葉を使っていますが、「成人」って何だろうとか、そういう問いが、今回意識しなければならない大きな問いだと思います。そこに書いてありますが、「いつまでが一体モラトリアムなのか」、あるいは、「いつまでが一体移行期間なのか」という問いが、この問題を考える背景です。

結論的なことを先にお話しすると、一番しんどい子を救うには、ユニバーサルな社会保障とかユニバーサルな雇用保障がないと救えません。特別な子供たちだけを支援する制度、助ける制度をつくと、その子供たちだけが、なぜそういう恩恵を受けられるのかという批判がどうしてもあると思うんです。宮本先生たちとも一緒に、何度も北欧諸国を訪ねさせていただきましてけれども、18歳を超えた時点で、10万円ぐらいのベーシックな社会保障が基本的にあるわけです。若いというだけで、そのような社会保障があるわけです。これが結構長い間続くので、大学卒業くらいまでは寮がただで入れ、ちょっとバイトすれば普通に生きられるということが保障されているわけです。こういう国では、特別にしんどい子供たちに対して、ある程度手厚い保障があっても、特段の批判の対象にならないわけです。今日は、私は、非常にしんどい子供たちに対する、成年年齢引き下げの影響をお話ししますが、私の意見は、若年者の自立支援ということを考えたときに、根本には、ユニバーサルな社会保障がないと難しいだろうということです。それが、そこに書いた「自立とは何だろう」ということです。欧米では、今回の改正のように、18歳に成人年齢がそろっているわけですが、18歳の先に手厚い社会保障、人生前半の社会保障があるということを前提にしていくべきだと思います。

さて、高橋温先生は弁護士さんです。子どもシェルターもやっておられますが、高橋先生から、ヒアリングさせていただいた内容を3、つまり、別紙のほうにまとめさせていただきました。

ここに書いてあるデメリット、メリットというのは、高橋先生は、弁護士の観点から、こうなるということが法的には言えるということであって、現実がそうなるということによっておられるわけではありません。デメリットのほうは、1、2、3とありますが、まず、18歳を超えた保護からの脱落が起き得るということです。18歳を超えたら、これまで受けていたいろいろな保護が受けられなくなる可能性があるということです。3番のほうは、逆ですね、保護したくても、本人が「もう大人だから」と言うこと聞いてくれない、つまり、現場で困難が生じうるということです。

問題はむしろ、メリットのほうです。親から自由になる、親権から自由になるということ

です。この問題は、主として、1, 2, 3あたりに書いてあります。なお、2のところは、親の問題というよりは、保証人を求めてくるのは世間ですので、世間の問題です。2には、いくつかのメリットが書いてありますが、親がもともと機能していない家庭では、そもそも親御さんが保証人をするわけもなく、このメリットは生じません。

ということで、法的な変更が、どういう意味を持つかをまとめたのが、この別紙です。多様な項目があるわけですが、成年年齢引き下げによるデメリットを防ぎうるのか、期待されたメリットが生じうるかということが、ポイントとなるわけです。

一枚目に戻っていただいて、4の「起きること」、これは、ちょっと僕の資料の作り方が悪いんですが、下線が引いてある部分は「起きるかもしれない」ということにすぎず、私が高橋亜美さんと話して、「実際に起きるであろう」という結論に至ったのは、矢印のあとに書いてあるところです。

まず、保護からの離脱の可能性が高まる、これは、デメリットですけれども、これは多分起きるだろうというのが、高橋亜美先生が言われていたことです。現状でも、二十歳までなら面倒を見るよという考えの方は、社会的養護の業界にたくさんおられるそうです。もちろん、今回の成年年齢引き下げで、児童福祉法の関係の法律は一切変わらないんです。一切変わらないんですが、18歳に下がることによって、人々の考えが下方にスライドして、早目に「とにかく自立しなさい」という動きが起きるだろうというのが、高橋亜美さんの予想でした。それは、普段から社会的養護の関係者とおつき合いがある中で、できるだけ早く手放したいという支援者も中にはいるということだと思います。支援の手から離れれば、本人が1人で世間と対応するということが増えるということになると思います。

では、その下の、この権利行使の可能性が高まるということについてですが、恐らく権利行使の可能性はほとんど高まらないだろうというのが、高橋亜美さんの御意見でした。例えば、現在でも、二十歳を超えても保証人は求められますよね。今もそうしているかわかりませんが、私が法務省に入省したときには、親を保証人に立てた記憶があります。不動産を借りるときも、年齢によって保証人を立てるか立てないかが変わったりするわけではないわけです。二十歳から18歳に下がることによって、それで保証人を求められなくなる法的な可能性はあるわけですが、実際には、今は、どんどん保証人を求める傾向が強まっています。保証会社ですら保証人を求めるようになっていきます。あらゆる書類にサインが求められる時代になっていて、児童養護施設を出た人たちが、30代にも40代になっても、高橋亜美さんのところに来てサインしてくださいと頼むんだそうです。そういう時代なので、権利行使の可能性が高まるということについては、二十歳が18歳になることに、メリットはほとんどないということです。また、先ほどお話ししたように、親からの自立促進が図られるというメリットも期待されないわけではないんですけれども、そもそも親が事実上機能しない場合には問題にならないというのが、高橋亜美さんのお考えです。

先ほどの堀先生のお話に引きつけて言えば、私は、移行支援によって重要なのは、バトンゾーンの設定だと思っています。例えば、日本では、高卒で就職がうまくいくというのは、リレーのバトンがうまく渡る仕組みが日本にあるということです。現在は、18歳から二十歳の間が2歳ずれています。例えば、児童福祉法の上限の18歳と成人年齢の20歳がずれていることによって、その2歳の間はまだ成人ではないので、20歳になるまでは面倒を見てあげようというような、事実上のバトンゾーンが存在しているわけです。今度の

成年年齢の引下げによって、そのバトンゾーンが消え去ってしまうということが、懸念されることです。ちょっときつい言葉ですけれども、「2歳前倒しで丸投げ」されかねない。どこに丸投げされるかという、本人自身か、あえて18歳以降も面倒見ていこうというアフターケア機関、たとえば、高橋亜美さんのなさっている「ゆずりは」のようなところになるわけです。

ということで、5の「必要な対策」に進みますが、脆弱層というのは、社会的養護の対象であるような、一人で生きていくには余りにもしんどい人たちですけれども、こうした人たちに対しての支援の強化が必要となります。これは私の教え子の伏見さんも言っていたのですが、二十歳までこれまで時間かけてこられたのが、18歳までに準備させなければならなくなる。もともと学力の低い子に対して、契約関係の仕組みとか、いろんな生活準備、ひとり暮らしをする準備からガスの契約をするといったこと、そういうことを全部教えるのは、大変になると言っていました。

それから、現状のアフターケアというのは、社会的養護施設の自助努力によって行われている側面があるわけですが、早目に社会的養護の仕組みから離脱してくる子供たちが増えてくると、このアフターケアの時期が早まって、また量的なニーズも高まるということで、ここへの資源投入が必要になってきます。

次ですけれども、世間や支援者の反応を変えるための社会運動が必要になるということです。制度化と書きましたけれども、保証人を求めるか求めないかという話は、結局は、大家さんがどう考えるか、不動産屋さんはどう考えるかという話です。要するに、民と民でやっているわけですが、現実には、保証人を求めない大家さんも、一部にはいるわけです。不動産を貸していたり、人を雇ったりする側にとっては、保証人を求めるということは、自己防御になっているわけですが、それが、脆弱層に対してデメリットになっている、人の足を引っ張っているということについての理解を得ていただくための社会的な働きかけ、国民世論的なものが必要ではないかということなんです。例えば、連帯保証人と身元保証人では全然違います。連帯保証人を求められると誰もサインできないんですが、身元保証人だったら高橋亜美さんは喜んでサインすると言っていました。つまり、連帯保証人ではなく、身元保証人を求めるように変えていこうということです。

こういうふうにならざるを得ない、しんどい、寄る辺のない方については、親がサインすることなんです。世間の理解が必要なんです。弁護士さんなんか一言言うと変わるときもあるので、弁護士の関与というのを書きました。

あと、最後のところですが、しんどい状況に早期に入っていく子供たちは、メンタルの調子がずっと悪くて、例えば、パニック障害を抱えたりとかしたり、早目に妊娠して子育てを抱えたりして、一生にわたってしんどさが続くわけです。直ちに病気が治るということではなくて、恐らく水谷先生がお話しになると思うんですけれども、この子供たちは、病気を抱えながら大人になり、年をとっていくということになります。そういう意味で、自立概念を見直す必要があります。ちゃんと働けるようになってよかったねという話ではなくて、病を抱えつつ、時々生活保護を受けながら生きていく、そういう人たちに対する理解が必要なんだろうと思います。

最後になりますけれども、この子供たちは、情報をうまくとれないのに、生きていかなければならないため、いろんな誘いに乗っていく。例えば、これは学生も誘われることありま

すが、ネットワークビジネスとか、最近話題になっている特殊詐欺も同じですけども、そういった、法に触れそうなところに落ちていく子どもがいます。この部会では議論すべきことではないかもしれませんが、少年法特有の保護の機能である虞犯がありますよね。虞犯は、少年法によってしか適用できないわけですけども、成年年齢が下がると、犯罪までは行かないけれども、援助に結びつくべき行為をしている子供たちを救う仕組みが、18歳から20歳に関して失われるというのも、こういうことと関連して心配になるところです。現在、虞犯の主たる適用の対象は女性ですので、この問題は女性に関し、重要な論点です。

あと47秒なんで、最後一言つけ加えて言いますけれども、堀先生のお話に関連して言うと、学校教育の中から落ちこぼれていく子供たちに対して、職業自立を図っていく仕組みは大変大事だと思います。今、日本では、高校中退者の大半は通信制高校に流れています。通信制高校においては、ほとんど職業教育を行われていません。ですので、アプレンティスシップのような見習い制度を学校教育として入れるとか、社会的養護の子たちも含めて、早目の職業自立を図るような教育の仕組みを横断的につくることが重要ではないかと思えます。

お時間となりましたので、終わらせていただきます。

以上です。

○法務省民事局 津富先生、どうもありがとうございました。

それでは、最後に水谷先生、よろしく願いいたします。

○水谷修参考人 水谷と申します。よろしく願いします。

まずは、今回のこの会の意図に沿った点で、私のほうからお願いしたいことをお話ししたいと思えます。

御存じのとおり、この消費者、特に成年年齢を18歳に改定していくことによって、高校生の一部が消費者となってしまう、18、19の人間が。それが、消費者教育が必要であると、例えば、いろんな詐欺に引っかかってしまったり、いろいろなカード等をつくってしまったり。現行でも、実はオレオレ詐欺クレジット口座で、埼玉県、千葉県、川崎市、高校生たちがクレジット口座の開設を先輩から頼まれてやって、本人たちは悪いことをしているという思いのないわけですよ。自分が銀行に行って、口座のカードをつくって渡したただけだというケースも出ていますし、中学生、高校生がオレオレ詐欺の受け子をやって逮捕されているというケースも、近年物すごい数で出てきております。

この消費者教育を含めたそのような教育というのは、高等学校では、原則として公民科が行うことになっております。公民科、今回一番新しい指導要領改訂で、かつては現代社会、政治経済、倫理だったのが、公共2単位で、政治経済2単位、倫理2単位というふうに改訂されております。これは、文科省すばらしいと思うのは、今回を見据えたんでしょうが、公共の2単位については、ここが最も消費者教育の中核になる部分については、高校1年、2年時に必ず履修させると。このことによって、ある程度の政治的な素養を持った人間が、現行の選挙制度で18歳、高校生でも選挙参加できると、その意味では、物すごく達観だったと思えます。

でも、このつくられた公共という科目の教科書や教育課程そのものは、その前10年間をかけてつくられたものであって、今回の成年年齢が変わるということを前提にしてつくら

れていない。その意味で、公共の教科書や政治経済の教科書も見てまいりましたが、どうしても中途半端で、実はモダンではないものです。いわゆる今ある現行の教科書の中で、さまざまな今現に発生している問題について対処する教育の場でのというのは、補助教材を使ったり、教員の能力がない限り、相当厳しいものだと思います。

でも、改訂というのは10年に1回と決まっていますから、少しその辺を考慮して、例えば、厚労省の方々は御存じだと思いますが、95年あたりに、若者たちの間に薬物、ドラッグが非常に蔓延しました。96年、当時の橋本龍太郎先生、首相が、龍太郎先生のもとに第3次覚せい剤乱用対策本部というのを設立して、97年には、全国の高等学校に薬物乱用防止のビデオを送った上で、年間2時間、必ず薬物について、ドラッグについての授業を学校保健の授業で行えと、保健体育で。かつ、年間1回は有識者専門家を呼んで講演会をやれと。翌98年には、全国の中学校にビデオを配り、2時間の授業設定をすること、あとは、年間1回の講演会、だから、こういう対処もできると思うんですね。ですから、消費者教育に関しては、前の回なんかでもありましたが、外部講師を呼んだ、専門家を呼んだ講演会等、あるいは授業の中でも何時間等、参考資料添付というような形で、あるいはビデオ添付という形で行うような形で補っていかない限り、私はもともと社会科の教員ですから、現行の公共の教科書の中、政治経済の教科書の中で、なかなか対処すると、さまざまな子供たちに対する指導の欠損が起きると危惧しております。それが1点です。

次に、低所得者世帯の子供たちの大学等教育機関の就学等に関して、今、政府は低所得者世帯の子供たちの大学、短期大学、あと今、公明党さんがおっしゃっているようだが、専門学校等への就学に関して、ある収入以下の家庭については補助を始めようとして、今国会の中で検討に入っておられます。多分通るんだと思いますが、これを、成年年齢が18歳に改定後も、この動きをとめないでいただきたいということ、成年なんだから関係ないだろうというふうにはしないでいただきたい。

それと同時に、僕に相談に来る子で、高校卒業後就労した低所得者世帯の子供たちがたくさんいます。でも、結局その子たちも、いわゆる低所得者、親から出た場合に、相当な生活困難が待っています。親からの補助がないんです。今の高校で就職した子も、家に入るとか、いろんな意味で援助が親から出ているんです。その親の援助が得られない、しかも親の援助義務がなくなることになるわけです、18歳から成年になれば。その子供たちに対して、大学等の教育機関の就学に対して、ある意味でぜいたくですよ。そこにお金の補助をするならば、親元から離れた貧しい家庭の子供たちが完全に自立するまで、せめて二十歳に至るまでは、何らかの助成を検討していただきたいと思います。それが平等だろうと思います。

次に、生活保護を受けている世帯の子供たち、低所得者世帯の子供たちの絡みをもう一点ですが、成年年齢が18歳になると、親の中には、扶養義務がなくなったとして、家から出すケースが多発すると思われれます。今でもたくさんあります。その結果、風俗の世界に行ってしまうたり、あるいは裏社会に行ってしまう子供たちもたくさんいます。そういう子供たちを守るために、今、厚労省主体で自立支援ホームというのを全国展開しようとしています。

実は、2011年、覚えておられますと思いますが、東日本大震災の後、福島県で8名の高校生たちなんですけれども、親元がなく、高校卒業後に大学進学とかは助成金で何とか

なる、就労もしたと、でも、住む場所がないんだという話が、地元から相談がありました。2013年にトモシビという施設、郡山に1棟のアパートを丸借りしまして、うちの職員を2名ほど子供と一緒に入れて、そこで自分たちで生活自立、洗濯機も冷蔵庫も全部ありますから、調理もできる、かつ、みんなで食堂で食べることもできるということを、何とか二十歳まで面倒を見ようという形で展開をしました。

こういう自立支援ホームというのは、厚生労働省、今全国展開しようとしておりますが、まだまだ、福島はうちが最初で、今のところ10軒しかありません。こういったものの展開があれば、相当なお役に、相当その子供たちの自立支援になると、安心して生活し、学習、就労することができるわけですから、そういう施設展開をお願いしたいと。これに関しては、東京弁護士会及び横浜弁護士会、京都弁護士会、名古屋弁護士会、大阪弁護士会、広島弁護士会が、それぞれアパートを借り上げて、自らのお金でやっておられます。これは、虐待を受けた家から出ざるを得ない18、19の子が中心ですけれども、そういうものがあるということをお話しております。

ここからは、私の専門の問題をお話させていただきます。

実は、私はこの27年間夜回り、そして15年前、2004年に水谷青少年問題研究所をつくりながら、メール、電話での相談に向き合ってきました。メール相談件数95万、電話数え切れません。かかわった子供たちの数、45万人を超えています。でも、残念ながら、かかわったうち11名が殺人の罪を、青少年ですけれども、中心的には、犯し、触法刑法犯は数え切れません。わかっているだけで、238名が心の病で自殺、事故死、病死、56名、薬物、ドラッグによって死亡です。自殺もあります。その私から、今、今回の主体的な課題ではないんですが、お話ししたいのは、今回の、昨年の民法改正による関係法の改正の中には含まれておりませんが、まず間違いなく少年法の対象年齢を18歳に下げることが、政府の中でも皆さん方の中でも、頭でそ上に上っていると思います。

現行の18、19歳を未成年とみなす少年法の中では、殺人などの凶悪犯罪の場合は、家庭裁判所から地方裁判所に逆送され、成人と同様の処罰を受けるケースはありますが、ほとんどの犯罪の場合は、少年に対する日本のすぐれた制度です、矯正主義の観点で、まずは鑑別所に送られ、3から4週間家庭裁判所の調査官による家庭環境、生育環境、学校環境などの調査をもとに、学校、児童相談所とも相談の上で、児童自立支援施設や少年院などへの送致、あるいは試験観察、保護観察処分などを通して、その少年の更生を図っています。すぐれた制度だと思っています。少年院でも、僕の仲間である法務教官、必死でその子供たちの更生に取り組んでおります。

でも、18歳、19歳が成年とされれば、そのような矯正教育を受ける機会を失うこととなります。成人と同じですから、警察から、まずは起訴され、検察に送られ、起訴され、窃盗などの微罪の場合には、大体今、検察に送られたケースの中の7割弱、65%前後というのは不起訴です。不起訴にならないで裁判所まで行ったケースについても、実は、その何割かは執行猶予という形で、微罪や累犯でない限り、もう一回もとに戻るわけです。少年犯罪の原因の背景には、未成熟な少年の場合、その原因には多く家庭環境や生育環境があり、それを変えていかない限り、その少年の更生の手助けにはならない、これがまさに矯正主義の観点だったわけです。我が国のすぐれた制度です。ところが、その機会を失われ、極論だが、もとの劣悪な環境に戻され、再犯を繰り返すことになりかねないと思

ます。だから、少年法については、別にたばこ、アルコールについては20歳、賭博についても20歳という形で、賭博と言っちゃいけないですね、パチンコ、ギャンブル等ですね。そういう規則をつくれますから、その辺はぜひ考えていただきたい。

あともう一点、もし少年法を変えた場合に、大変な問題になるのは、未成年が犯罪を犯した場合に、その氏名についてはまず報道されることはありません。僕はマスコミの世界にいますから、マスコミが報道するのはよほどのときです、一部の週刊誌で突っ張っているところがありますが。しかし、改正されれば、氏名が公表されることになると。仮に高校3年で18歳の少年が犯罪を犯した場合に、名前が公開されることにより、どんな微罪であったとしても、高校をやめざるを得なくなり、その後の人生における就職や結婚などの社会生活に大きな不利益をつくることになると。また、高校3年生3人、1人は18歳、2人は17歳が同じ犯罪を犯した場合、その18歳の1人の高校生については氏名公開、あとの2人については非公開となり、学校での処分やその後の人生について不平等をつくることになると。この辺の観点についてどうするのか、学校生徒指導に何らか国や教育委員会から言っていたらかないと、私は生徒指導の畑をずっと生きてきましたが、大変な問題になります。

例えば、こんなケースあります。

ここは内々ですから、学校名挙げます、報道もされていますから。湘南高校という神奈川県立高校で100名以上の生徒が、サッカーのワールドカップのときに100円から1,000円のお金をかけて、いわゆるどこが勝つかとあって、1位が丸どりという形での賭博をやりました。これ、親からの通報によって警察のほうで動いて、そして、高校3年生でしたが、一斉に、聞き取りをやったけれども、ちょっとおきゅうを据えて帰すということで終わっています。でも、これ、成年の場合には大変な罪ですからね。その場合、どうするんだと。そのうちの、高3でも18になったケースと17でかかわったケースが違うわけですよ。そのすり合わせどうするのかというのを、学校判断、しかも学校長や教育委員会判断は、余りにも無責任だと思います。

また、高等学校の現場を見ても、現行の少年法のもとで犯罪を犯した生徒について、多くの場合は自主退学、または除籍処分を科しています。自主退学というのは、例えば、高3でやめた場合に、高校2年までの単位取得は残ります。ですから、ほかの学校等に行く場合には、高3から行けるといことです。ところが、除籍処分は、存在した事実だけが消されますから、全てが。いわゆる、もう一回高等学校教育を受けたいという場合には、1学年からやり直しをせざるを得なくなる。ところが、これまでそれぞれのケースで、学校の場合には、復学を認めたり、あるいは自主退学を認めてきたというケースがあります。でも、18歳以上の生徒が成年として扱われて、それが検察送致というような形になっていった場合に、どのような処分等をしたらいいのか。だから、二種類の高校3年生が出てしまう、少年法下と刑事法下という形ですよね。だから、その辺について、どうしていくのかというのは考えていただきたいと、私は考えています。

このケースで今混乱が起きているのは、私が関与した事件ですけれども、専修大学という大学で、5月の連休中に38名の生徒が奥多摩でキャンプをやりまして、一気飲みの強制によって、大学1年生が亡くなっております。その親から相談を受けて刑事告訴をしましたが、残念ながら不起訴という形に、いわゆる教員2人もついていて、成人もいたわけで

すが、残念ながら不起訴になりました。ただ、大学当局は、関連した生徒について、全て無期停学処分を打ってくれました。我々の弁護士を通して、退学は厳しいと、無期停学で、反省をして社会活動等をした場合の復学は認めてやってほしい、これは御両親の意思でした。ただし、そこにいた教員については懲戒免職をお願いしたいという形でやって、民事裁判に入りました。民事は結審しました、1億2,000万。そのうちの半数6,000万については、いた2名の教員に支払っていただくと。残りの半額6,000万については、二十歳以上のその場にいた大学生に支払っていただく。こんなケースでも二通りが出てきているわけです。これが、大学生のレベルだから、社会通念上さほどの問題にはなっていないけれども、同じケースが高校で出たらどうするのかと。

僕が所属していた横浜市立南高校で、体育祭の後に42名の高校生たちが焼肉屋で酒を飲んで、しかも、日野高校とけんかして、日野高校が18名、南高校が42名、そのまま警察に捕まるといふ事件が起きました。このときは死人が出ていませんが、校長謹慎1週間というような形で対処したりしてきています。でも、そういう対処もできなくなるでしょうし、その辺のところをどうしたらいいのか悩んでおります。

いずれにしても、言いたいことを言わせていただくと、正直言って、成年年齢の引下げには反対でした。でも、今は、そう決まった以上は、何とか18,19が非常に過渡年齢なんですね。今まで少年ですから、その過渡年齢、過渡期の年齢に対するいろんな措置を、まさにそのためにこの場があると思いますが、考えていただければと私は考えます。成年年齢変えてよかったと思うのは、虐待を受けたり、あと、僕は薬物の施設も持っています、高校生、十代の子供。今までは18,19の子について、生活保護がとれません。親からの親権が外せないで、二十歳になったら生活保護で食事代とか部屋代とか小遣いにするんですが、特例という形で、一部の都府県の場合には、それを認めてくれているというケースもあります、生活保護の特例でと、それが認められることになったと。また、僕が持っている親から虐待された子供たちの施設でも、18,19の子たちが生活保護という形で保護される、それも、非常にいとも簡単になるだろうというのは、有り難いことだと、そのぐらいのことです。

言いたいことを言わせていただきました。私からはこれだけです。

○法務省民事局 水谷先生、どうもありがとうございました。

ただいま、3人の先生方からそれぞれの立場で、非常に示唆に富むお話をいただきまして、さまざまな問題提起をいただいたところでございますが、ただいまのお話につきまして、関係省庁の方々から御質問や御意見がございましたら、出していただければと思います。いかがでしょうか。

○厚生労働省子ども家庭局 私、家庭福祉課というところで、特に社会的養護の関係の担当をさせていただきます。特に、津富先生、水谷先生から社会的要保護関係についてお話いただきましたので、コメントさせていただきます。

津富先生から、今回の成年年齢の引下げによって、児童養護施設等で児童を早く退所させようというような動きがあるのではないかという懸念、高橋亜美さんからの御指摘ということだったと思うんですが、御指摘のとおり、児童福祉法の枠組みは変わっておりません。支援が必要な方には引き続き支援を届けるということで、措置延長という制度もございませぬし、また、水谷先生から御指摘のあった自立援助ホームについては、22歳の年度末ま

で措置ができますので、個別のニーズに応じて対処してもらうように、自治体や、または施設のほうに機会を捉えて要請をしていきたいと思えます。

その上で、こうした自立支援を含め、社会的養護の関係をより一層向上を図っていくために、実施主体である都道府県のほうで、自立支援を含めた社会的養育の推進について、向こう10年の計画を立ててもらおうということを、今実施をしております。その中に、もちろん自立支援の取り組みをしっかりとやっていくということを書いてもらい、そして、国で毎年フォローアップをしていくということにしておりますので、水谷先生から御指摘をいただいた自立援助ホームの推進、これも含めて対処していくということによってやっていきたいと思っております。いずれにしても、自立支援のところ、まだ発展途上の分野ではあり、予算上の措置も含め、今後も取り組んでいきたいと考えています。

以上、コメントでございました。

○法務省民事局 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○消費者庁消費者政策課 消費者庁の消費者政策課でございます。今日は、貴重なお話しいただきまして、どうもありがとうございました。

私、恐縮ですが、ちょっと御質問を申し上げたいんですけれども、消費者庁の場合、支援というよりは、相談対応ということで、若者層からの、消費者被害とかの対応を全国の消費生活センターで受けているわけなんですけれども、最近ちょっと相談員の方からもいろいろと、逆に相談を受ける話としまして、全国の消費生活相談の相談というのは電話で受けているんですけれども、最近の若い子はLINEなりSNSを使うということで、電話での相談というのはリーチしていないんじゃないかというような話が、ちょっと出てきておったりします。

先ほど水谷先生から、メールでも数十万件に及ぶ相談があるというふうな、それから、電話では数え切れないというお話もございましたけれども、実際に若者からの相談を受けるような場合に、メールなりSNS、チャットといったようなものというのは、今後必須になってくるかどうかについて、御見解を伺えればと思います。

○水谷修参考人 実際に、今の子供たちは通話をしません。LINE通話ならば無料ですが、通話自体は課金されるということもあるんだと思います。ただ、実は、うちの場合にはメールのほうが圧倒的に多いんですが、メールから電話へと移行していきんです。最初はやっぱり、消費者被害に遭う子なんていうのは、僕のところできのうも、物買って、物買って、借金つくって、風俗に売りに行くという女の子を何とかとめてという、そういう人間関係がともかくちゃんとしていけば、友達がとめてくれる、孤立している子が非常に多い、僕のところに相談に来る子も。その孤立している子たちの唯一の社会との接点は、まさにSNSになるわけです。あるホームページで仲間と話合ったり、LINEでという。その意味で、そこに相談を持っていくことは、非常に重要だと思います。

でも、なぜ我が家の相談が、多分命の電話よりはるかに多い。日本で最も子供たちの悲鳴を受け付けている場所になっているか。そのメールアドレスと電話の向こうに、僕がいるからです。テレビで見た、本で読んだ、あの夜回り先生がいるから。最初は信用しません。ですから、声を聞いて、僕の声、特徴がありますから、水谷だよって言うと、そこから全てが始まる。だから、本当は、児童相談含めて、相談者自身が、自分はこういう人間でっ

て、顔を出して相談を受けるのが本当はフェアなやり方です。ただ、それをやれば、犯罪に巻き込まれたり、ある意味で恨まれて狙われたり、そういうことあると思います。全ての相談の解決がうまくいくわけにいかない。できないとは思いますが、その辺の何らかの体制づくりが必要かなと思います。

例えば、若者たちから人気ある人が、例えば、しょこたんがここに相談したら大丈夫だよとかいうコマーシャルを打てば、一挙に集まってきます。そんなつくり方をしていただきたいなと思います。

○法務省民事局 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

例えば、水谷先生のほうからは、公共の授業の教材が、必ずしも成人年齢の引下げを見据えたものになっていないというような御意見がございました。また、堀先生からも、高校生に選択の機会をふやすために、見学の機会ですとか企業の人との接触の機会をふやすようなことが必要ではないかというような御提言などもございましたけれども、そのあたりについて、文部科学省のほうで何か御意見等がございましたら、お聞かせいただければと思いますけれども。

○文部科学省児童生徒課 文部科学省の児童生徒課でございます。

本日はありがとうございます。

おっしゃられるように、確かに学習指導要領というのは大変影響の大きいもので、全国の小・中・高の教育課程の大綱的基準でございます。当然社会の流れに応じてしっかり変えていくということは必須でございます。

今おっしゃられたように、これから、新しい学習指導要領に基づく教科書が、検定されていくわけです。そこについては、やはりしっかり時代の流れに合わせて変えていくことは必要と思われまますので、御意見については、しっかり教科書を検定する部署、あるいは学習指導要領を所掌している担当課にはお知らせしていきたいと思っています。

それからあと、もう一点、キャリア教育については、これは、新学習指導要領でしっかり位置付けまして、これは、成年年齢引下げも当然ですが、小・中・高においてそれぞれの発達段階に応じて、それぞれ学習は何のためにやって、どういう取り組みをして、それが自分の学習の振り返りになるような形でしっかり、例えば記録を残して小・中・高で引き継ぐですとか、そういう形の取り組みは今進めています。学校教育というのは、一人前の自立する成人、大人になるためにやるものだという考えもありますので、そういった意味では、キャリア教育を通常の学校教育とは別に行うということではなくて、教育活動そのものがキャリア教育なのだろうと私は思っています。これまでの取組に不十分な点があれば反省しなければならない部分もあると思いますが、これからはしっかりキャリア教育に取り組んでいく必要があります。特に小学校、中学校の早い段階から、自分の興味・関心、あるいは学習したときの気づき、そして自分の適性など、そういうものを総合的に、先生と対話をしながら、しっかりキャリア教育の中で、自分はどうかあるべきか、どうしたいのかということ意識させて、立派に自立していくような形に進めていきたいと思っています。当然、その中で成年年齢が18歳に引き下げられることは、影響もございますので、そこも踏まえてしっかり検討してまいりたいと思っております。

簡単ではありますが、以上でございます。

○水谷修参考人 実は、我々の常識は高校生の非常識でして、例えば印鑑証明、僕のところに二十三、四になって、車買うのに印鑑証明要るって言われたけれども、そういうものですかって来る人間がいる。例えば、出生届の問題、死亡届の問題から、あとは実印ですね、その重さとか、その辺わからない、あるいはハローワークで求人票の書き方もわからないという高校を卒業した子供たちは山のようにいます。でも、だって、教科書に、中学校の社会科も高等学校の公民科の中にもそういう項はない。その辺は、親が教えて当たり前のことだと思っているわけですね。

でも、今回、高校生の一部が消費者被害に遭う可能性もあるようなこの事態の中で、成年として扱われる。やはり、例えば、高等学校の中には、公民科以外にHR、ホームルームという時間があります。その時間を使って、例えば、成人に、成年になるあなたへというような形で、そういった書式、こういうものの重さ、どういうふうを書くのか、どういう窓口で、あるいは消費者のいわゆる不利益になったクレジットの解約の問題含めた、そういう冊子等を使って、例えば、高校3年のホームルーム等で、2時間使って授業をやってくれとか、そういう手配もしていただけると、多くの子供たちが救われると思います。

○堀有喜衣参考人 ありがとうございます。

私も水谷先生と全く同じ意見でして、今の学習、もちろん学習指導要領は10年ごとの改訂であり、基本的なことを規定するという点について、もちろん承知しておるんですけども、指導要領を変えなくても学校教育には様々な可能性があるということを知っています。例えば水谷先生がおっしゃったような、さまざまな教育支援のありようを具体的に施策として支援に落とし込んでいただけると、大変有り難いと思います。

○文部科学省児童生徒課

まさにおっしゃること、そのとおりでと思いますし、何よりも私、児童生徒課長でございますが、児童生徒のためにある課だと常に言っていますので、つまり、学校教育というのは、そこにいる児童、生徒のため、その本人、彼ら一人一人のためのものであって、学校のものでもありませんし、大人の理屈のための施設ではございません。そういった意味では、何が児童、生徒のためになるのか、そして、限られた時間の中で、何が必要なのか、しっかり我々部内で議論し、かつ、現場の教員の方々の御意見を伺いながら、しっかり努めてまいりますので、また御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

○津富宏参考人 ちょっとだけ補足です。

今水谷先生おっしゃられたようなことは、少年院ではやっていることなんですよ。社会的要保護も同じなんですけれども、実際には大学生でも知らないんですよ。だから、社会に出た瞬間必要になることというのは、やっぱり学校のうちに教えておくということが必要なんだと。親のほうもよくわかっていないこともある、実は。

それが一つと、先ほどちょっと片仮名のアプレンティシップなんて言い方をしてしまいましたけれども、やはり高校くらいになると、例えば、ヨーロッパだと、実際に企業に働きに行くと単位が出る、で、卒業していくという仕組みがもうあるのは御存じだと思うんですけども、そうしていかないと多分、要するに、どんな仕事かというように、職業選択するレベル、頭の中です、だと、多分社会適用にいかなくて、今多分、特別支援がそういう動きですよ、もともと実習に出て。それに近い流れを、中退してしまいそうな子たちに対しては、別途トラックで用意するということが必要になると思います。

○水谷修参考人 実は、横浜市と東京都は動いていますが、今はわかりませんが、成人式のときに、二十歳になったあなたにという形で、そういう書式の書き方とか、あるいはそういう責任、いろんな被害に遭う、そういうのを予防した冊子を配っていたことはあります。そういうものがあればいいということだと思います。

○法務省民事局 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官 厚生労働省の若年者・キャリア形成支援担当参事官でございます。本日はありがとうございます。

私、フリーター、ニートあるいは高校中退者等の職業的自立支援を担当しております立場で、主には堀先生、津富先生に少しお考えをお聞きをしてみたいなというふうに思っております。

堀先生のお話の中で、貧困世帯等を念頭に置いての世帯単位での支援の必要性といったお話がございました。私ども労働行政あるいは雇用対策は、基本的には個人を対象とした支援でございますけれども、若者が置かれております世帯での経済環境等に鑑みた場合には、こうした人単位着目の支援だけでは限界があるというふうな問題意識は、最近とみに持っております。今後、省内での社会・援護局などとも連携をした上での、世帯も念頭に置いた支援強化ということは取り組んでいきたいなという問題意識を持ち、同時に、その場合に、若者と保護者との関係性というのは当然問題になってきて、これも堀先生のお話の中であった、保護者の子供の進路選択にかかわる無関心、放任と過干渉の二極化、これは、私自身も所管している事業運営を通じて、ほぼ同じような現状認識を持っているところでございます。

その際に、こうした保護者の関係性について、労働政策的にどう取り組んでいくのかということと考えたら、大きくは二つアプローチがあるのかなと。一つは、進路決定のプロセスに保護者をむしろ積極的に巻き込んで、納得感を得るようなアプローチを、我々労働行政あるいは学校がしていくというアプローチ、もう一つは、率直に言って、なかなかそうしたアプローチが功を奏することが期待し難いような世帯、あるいはその保護者を念頭に置いた場合には、むしろ分離をしていくというアプローチもあり得ないわけではないんだろうなと。過去に厚労省で取り組んでおりました若者自立塾などでは、むしろそうした観点から、保護者との積極的な分離を企図し、現在も、ドミトリーつきの自立支援訓練事業としてサポステ事業でも取り組んでいる。それがどこまで功を奏したのかどうか、必ずしも検証不十分な部分も残っているなという、そういう自覚もあるんですけども、こうした世帯単位での支援の必要性、また保護者のかかわりの変化ということの中で、子供、若者に対する自立支援を進めていく上での保護者の、いわば立ち位置、こういったものをどう捉えた上でのアプローチが考え得るのか、もし御知見なり事例なりありましたら、お教えいただければ有り難いなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○堀有喜衣参考人 どうもありがとうございます。

若者と保護者との関係についてということですが、参事官がおっしゃったように、二つのアプローチがあり得て、それは、恐らくそれぞれの世帯の状況によって使い分けていくということが最も望ましいと思っております。最初の進路決定のプロセスに保護者も引き込んでいくということにつきましては、例えば高卒就職だと、保護者が土日に学校に来て実

際に生徒と保護者が求人票を共に見られるような機会をつくっている高校もあります。そうしたアプローチは保護者を進路決定のプロセスに引き込んでいくというようなタイプかと思いますが、こうしたタイプは、いわば子供の進路に関心を強く持っていらっしゃる家庭において有効であるアプローチであると思われます。

他方で、分離するというタイプで、先ほど若者自立塾の話が出ました。若者自立塾のような寄宿制の若者自立支援施設というのは、各国にはたいていあり、日本でも必要だということで導入されたように記憶をしているんですけども、様々な経緯からなくなってしまったことは大変残念なことだと思っております。当時支援者の間では評価が高かった施設でありまして、世帯単位の支援の必要性という観点からもぜひ復活をしてほしいと思っております。さらに言えば津富先生、水谷先生のお話を伺っていますと、若者の住宅問題が若者への支援において今後非常に重要なアプローチになってくるんだろうなということも、改めて感じた次第です。

以上です。

○津富宏参考人 かぶるところもあるかもしれませんが、ちょっと違う観点かもしれませんが。

さっき、ちょっとイワタ氏に相談を受けて、女性相談と虐待と子ども・若者相談支援窓口を3本セットでやる施策を今度打つんですけども、すごくいいなと思って。要するに、女性相談は当然親なんです、普通は、一般的に、DV被害とか。それは当然虐待の可能性があるので、同時に子ども相談支援窓口を持つので、そこで虐待を受けた子供たちを就労までつなげていこうということで、やっぱり世帯というときに、親御さんと子供さんはセットで見るような仕組みって、とても大事だろうと思います。

そういうふうに考えると、今住居の話があったんですけども、多分今、厚労省で少しづつ力を入れておられると思いますが、例えば、母子生活支援センターみたいなところ、ああいうところで住居を持っているんですね。ここが、例えば、もっとこういうもののハブになって、さまざまな支援展開をしていくようなことができるんじゃないかなというふうに思ったりします。

今申し上げたのは、基本的には脆弱な家庭の話になりますけれども、なぜこういう観点を持っているかという、私、もともと地域若者サポートステーションを受託していましたが、生活困窮の事業も受託するようになって、明らかにうちの支援の質が上がったんですね。支援者がやっぱり多様な経験をしながら伸びていくわけです。ですので、もちろんサポステにも二十代のお母さんみたいな方おいでになったりするわけですけども、やっぱり生活困窮の枠組みで捉えることによって、お子さんが来ても、親御さんが来ても、世帯として困窮だということが明らかなので、両方一緒に支援をかけていくということが、もっと明示的にできるようになったらというふうに思っているのです。やっぱりどこが、どの世代が中心になるかは別にして、やっぱりいろんな施策を、世帯という観点から重ね合わせるということは非常に重要だというふうに思います。

最初に挙げた二つの点に関して言えば、うち、大学では、堀さんが言われたような保護者向けの説明会なんかもやっていて、担当していますが、いかにお子さんを手放すかということを中心にしてやっているのです。絡ませることイコール非分離ではない。逆に、恐らく自立塾をやっていた事業者全てが、むしろ親をいかに絡ませるかということが重要だという発言をしていたというふうに、私は理解をしています。ですので、物理的に絡ませる、

絡ませないという話とはまた別途の観点で、世帯全体をいかに適切な距離感にもっていくかということは、同じではないかというふうにも思ったりします。それは私の考えです。

以上です。

○法務省民事局 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、法務省のほうから少しコメントさせていただければと思いますが、まず、保護からの離脱の可能性が早まるのではないかということで、扶養義務などについて、いろいろ御意見をいただいたところでございます。

この点は、まさにこの成年年齢の引下げの際の国会審議でも問題にされたところでございまして、まず法律上は、親権から外れたといたしましても、法律上の親子関係は続きますので、扶養が必要な場合には扶養義務自体はあるということでございます。ただ、問題は、そういった法律上の問題ではなくて、事実の問題として、そういった親が増えるのではないかと、そういった考え方のもとに保護からの離脱が早まるのではないかということだろうと思っておりますので、そのあたりについては、若者の自立支援など担当されている厚生労働省などとも連携して、引き続き今後取り組んでいく必要があるんだろうというふうに考えておるところでございます。

特に、養育費の関係でいきますと、問題としては二つございまして、既に養育費の合意がされている場合、例えば、成年になるまで幾ら幾らを支払うというような合意を既にされているというような場合につきましては、これは、成年年齢の引下げによっても何ら影響ないだろうというのが、法務省の見解でございまして、そこは、現在もいろいろ周知しているところでございますが、引き続き周知を図っていきたいと思います。すなわち、合意の時点では、その成年になるまでというのが、たとえ20歳という前提で合意をされたんだろうということ、そこは影響ないだろうというふうに考えているところでございますが、今後、これまでそういった形で20歳まで養育費を支払っていたのが、それが18歳までの合意が増えるということになりますと、保護が薄くなるというようなことがございますので、先ほどのような法律上の考え方なども含めて、広く周知を進めていきたいというふうには考えているところでございます。

それから、少年法のこともいろいろ御指摘をいただきました。この点は直接の担当ではないんですが、現在法務省のほうで少年法の関係では法制審議会のほうで議論をしているというところございまして、まだ具体的な方向性は定まっていないというふうに聞いているところでございます。

水谷先生のほうからも、矯正の機会、更生の機会が失われることになるのではないかというような御指摘をいただいたところでございますけれども、まさに法制審議会のほうでもそのあたりのところは議論されているというふうに伺っておりまして、現在、少年法の対象年齢をどうするかということ自体は決まっていないんですが、議論としては、仮に18歳に引き下げた場合に、更生の機会が失われないようなどのような刑事政策的措置があり得るのかと、そういったことを検討した上で、全体として対象年齢を引き下げるのが相当かどうかという観点から、最終的に結論を得るという形で議論が進められているというふうに聞いております。

とりあえず、私のほうからは以上です。

そのほか、御意見等ございますか。

○水谷修参考人 この国の変な制度というか、当たり前な制度なのかもしれないですけども、小学校、中学校、高校、小中の場合には一部の学校です、公立の場合、私立は必ず。高校大学は必ず保証人という制度があるんですね。同居の家族プラス1人というところが非常に多くて、親戚がなくて非常に困る、それで、保証会社とって、金とって第三者で保証をやるというのがネット上であふれて、そこで5万とられた、10万とられたというケースが多々出ています。

これ、本来なら、特に成年年齢引下げの前ならば、未成年に関しては、親に要保護義務があるわけですから、養育義務含めて、別に保証人要らないんですよ、親のところは全部つけばいいだけの話なんです。だから、そのあたりを、少年法を変えたとしても、せめて、大学はまあ、民間の大学のほうが多いですからあれですけども、せめて高校までの公立の学校に関しては、いわゆる保証人制度を廃止していただきたいんですよ。また、それを、成人年齢が18歳になったとしても、高等学校の場合には保証人は要らないという形でやっていただきたいですね。

それで、5万、10万ふんだくられている親たち、特に貧困の親たちがそれでとられているという、とっても非常に困った問題が出ていますから。アパートもそうなんです。金のない人ほど、保証人がいないから、保証会社通して、そこで一月分とかとられていくとか、そのあたりもぜひ変えていただきたいですね。よろしく願いいたします。

○法務省民事局 どうもありがとうございました。

では、ほかはよろしいでしょうか。

○津富宏参考人 本当、よその部会の話ですけども、恐らく矯正教育とか少年法で処分した後を、多分担保するという議論をなさっていると思うんですけども、真犯類型に関しては、少年法の手前の話なので、どこかでうまく行ってほしい。私は法律の専門家ではないんですけども、かなり大きな影響を与えると思いますので、特に女子のほうはですね。よろしく願いいたします。

○法務省民事局 ありがとうございます。いただいた御意見のほうは、担当の部局にもお伝えしたいというふうに思います。

では、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、予定していた時間も近づいてまいりましたので、本日のヒアリング及び意見交換はこのあたりで終了ということにさせていただければと思います。

本日は、3人の先生方におかれましては、大変お忙しい中、ヒアリング及び意見交換に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。本日ちょうだいした御意見を踏まえまして、関係府省庁において若年者の自立支援の施策について、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、引き続きまして、今度は資料1に基づきまして、法務省のほうから成年年齢引下げの周知状況について、簡単に御報告をさせていただきます。

事前にお配りしております資料1の成年年齢の引下げの周知活動について、と題する資料に基づきまして御説明させていただきます。

前回の幹事会におきまして、中村参考人からも充実した周知活動を行うよう御指摘がございましたが、その周知活動の一環といたしまして、成年年齢の引下げによって、特に影響

を受ける若い方々に、成年年齢の引下げの内容や意義等につきまして、積極的に御理解いただきたいということで、本年の1月11日から2月28日までを募集期間といたしまして、動画コンテストを開催することといたしました。今回初めての企画でありますので、別添のチラシや、3月下旬公開予定の映画、バンブルビーとタイアップするなどいたしまして、現在宣伝を行っているところでございますが、関係府省庁の皆様におかれましても、周囲の若い方々に宣伝していただけると、大変有り難く思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、資料1の項目2及び3にありますとおり、内閣府の政府広報室と連携いたしまして、成年年齢の引下げの内容、意義等について説明する二つの動画番組を作成いたしました。特に3の動画番組につきましては、まもなく18歳となります女優兼声優の春名風花さんに出演していただきまして、若い方々向けに作成したものでございます。成年年齢の引下げによってできること、できないことをわかりやすく解説したものでございますので、よろしければ周りの方々に併せて宣伝していただけると、こちらも大変有り難く存じます。

法務省といたしましては、引き続き来年度以降も効果的な周知活動を行っていきたいと思っておりますので、関係府省庁の皆様におかれましては、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

今の点について、特に御質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次回会議の予定について御説明いたします。

次回の会議につきましては現在調整中でございますけれども、4月中に開催したいというふうに考えているところでございます。詳細につきましては、追ってお知らせいたしますが、ヒアリングにつきましては、期日間に調整させていただきました各府省庁の御意見を踏まえまして、一旦は今回で終了させていただければというふうに考えております。

それでは、第2回会議をこの辺で終了させていただきます。

本日は長時間にわたり、御熱心に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

—了—